

インフルエンザ(H5N1)に係る政令指定の基本方針 (案)

行動計画(抜粋)

WHOのフェーズ4宣言に基づき、ウイルスが確定次第速やかに、感染症法に基づく指定感染症への政令指定を行うとともに、検疫法へ適用させるための政令改正を行う。



状況の変化

➤WHOによると、平成15年(2003年)12月以降現時点までに、世界で194人(うち死亡者数109人)の発症事例が報告されている。

特に平成18年(2006年)1月以降、4か国(アゼルバイジャン、エジプト、イラク、トルコ)で新たに発生した(患者数26人(うち死亡者数13人))。

➤WHOの医療施設向けの感染対策指針においてトリ-ヒト感染の段階から入院等の措置を推奨している。

➤平成18年(2006年)1月、トルコで発生した鳥インフルエンザの患者から検出されたウイルスにおいて、ヒトの細胞へ結合しやすい変異が見られ、これは、トリからヒトへウイルスが感染しやすくなっていることが示唆される。



方針

- 現時点での発生状況を踏まえ、インフルエンザ(H5N1)を
- ① 指定感染症(感染症法)に政令指定する。
 - ② 検疫感染症(検疫法:健康診断等の対象)に政令で定める。